

三重県観光誘客推進本部設置要綱

(目的)

第1条 大阪・関西万博の開催、リニア東京・名古屋間の開通、次期式年遷宮等を見据えた本県への誘客や長期滞在の促進に向け、官民が一体となり三重の魅力あるコンテンツを磨き上げ、国内外に強力に発信するための事業連携や情報共有を図るため、三重県観光誘客推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 三重県の観光振興に係る全体的な方針に関すること。
- (2) 三重県の観光振興の全庁的な推進及び総合調整に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進本部)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長が必要と認めるときは、推進本部に本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に付すべき事案の検討及び立案並びに全庁的な調整のため、推進本部に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、本部員が推薦する職員をもって充てる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、観光部観光戦略課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	デジタル推進局長
	政策企画部長
	地域連携・交通部長
	南部地域振興局長
	環境生活部長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光部長
	県土整備部長
	教育長
	東京事務所長